

昭和二十七年六月十日(火曜日)午後一時二十二分開会

出席者は左の通り。

委員長 小野 義夫君  
理事 宮城タマヨ君  
伊藤 修君  
一松 定吉君

委員

左藤 義隆君  
長谷山行毅君  
岡部 常君  
中山 福藏君  
内村 清次君  
吉田 法晴君  
羽仁 五郎君

政府委員

刑政長官 清原 邦一君  
法務府特別 吉河 光貞君  
法務府特別 関 之君  
審査局長 関 之君  
事務局長 西村 高兄君  
常任委員 堀 真道君  
常任委員 堀 真道君  
常任委員 堀 真道君

本日の会議に付した事件

○破壊活動防止法案(内閣提出、衆議院送付)  
○公安調査庁設置法案(内閣提出、衆議院送付)  
○公安審査委員会設置法案(内閣提出、衆議院送付)

○理事(宮城タマヨ君) それでは只今

第四部

法務委員会會議録第五十二号 昭和二十七年六月十日【参議院】

より委員会を開きます。昨日に引続きまして、破壊活動防止法案、公安調査庁設置法案、公安審査委員会設置法案、以上三案を便宜一括して議題に供します。御質疑のおありのかたは御発言願います。

○吉田法晴君 細目質問、刑罰規定の点につきまして質疑を行なつておりました。途中で時間が参つて中断をしたのでありますが、一点、刑罰規定の中で三十七条は、これは五年以下の禁錮という事になつておりますが、三十八条、それから三十九条、それから四十一、四十二、これには懲役が入つておりますが、この種の刑罰規定につきましては、殆んど禁錮が従来の処罰の形態であつたと思つておりますが、この法律では今挙げました条文だけについて、懲役という形が出ておるのは如何なる理由によるのか、納得いたしたいので伺ひいたします。

○政府委員(関之君) お尋ねの三十八、三十九条におきましては、それらの行為の既遂類型におきまして懲役が規定されておるわけでありまして、そこでここにも懲役を規定いたしました次第であります。四十一、四十二条につきましては、これは懲役のみの規定を設けるのが相当である、その行為の内容が相当であると考えて、かように規定いたしました次第であります。

○吉田法晴君 法制意見長官はおられませんが、見えるようになっておるようですが、問題が、例えば三十八条に

いたしまして、政治目的云々ということがあつております。よく言われることであるが、殆んどこの条文の適用をされず場合に、政治的な行動が規制の対象になることは、これは実際問題として見込み得るわけであります。或いは殆んどその大部分が確信犯的なものになるかと思つております。それに、三十七条の場合には禁錮になつておるけれども、その他の場合については懲役と禁錮と両方並んでおります。どうしても懲役を課するといふ理論的な根拠は今の御説明を以てしても納得いたしたいのであります。立法技術と申しますか、考え方につきまして、法制意見局のほうから御意見を承りたいと思ひます。

○理事(宮城タマヨ君) 速記を止めて下さい。

○速記中止

○理事(宮城タマヨ君) 速記を始めて下さい。

○吉田法晴君 ではその点はあとで御答弁願ふことにいたしまして、それでは特審局にお尋ねすることを中心にして参りたいと思ひますが、第三、四の理由によります規制の仕方について、ここにイ、ロ、ハ、ヘ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、と、こう分れておりますが、この中にも例えはりのごとき、公務執行妨害と職務強要と二つございまして、ところがそれ

に「凶器を携え、或いは「毒劇物を携え」と要件が別に互る場合がござい

ションを作りますという、例えはりならばただでも四つも六つもこれは可能になる内容を含んでおるところのものであります。更に例えはりとヌとコンバインいたしますという、予備、陰謀、教唆、扇動と、リを例えは二つに分ける。或いはコンバインションをこしらえて四つになる。これを次のヌと両方合せますならば、コンバインションの算式、方式は忘れましてけれども、十六以上になることになるので、そういうことが行われ得るのか、この点についてどういう工合に解釈しておられますか、一つ特審局の意見をお伺ひしたいと思います。

○政府委員(関之君) お尋ねのこのリ

の号であります。これは公務執行の妨害をなす相手方の、公務員のはうですが、これは「検査若しくは警察の職務を行い、若しくはこれを補助する者、法令により拘禁された者を看守し、若しくは護送する者、」こういうふうに分けたのであります。これが第一線でございます。治安の維持に任ずる機関というふうな考へておるわけでございます。凶器又は毒劇物を携え、これは凶器と毒劇物とは、これは凶器又は毒劇物で、選別関係になるわけでありまして、

次にそれと多衆共同との関係がござい

う、その二つの組合せが出て参るわけでありまして。そうして態様といたしましては、公務執行妨害、職務強要との二つがここにありますから、それ二つの間に組合せが生ずると思つてあります。そうしてかようなものの既遂の行為と、それに対する予備、陰謀、教唆、扇動というものが、このリとヌとの組合せから出て来ると思つてあります。

○吉田法晴君 そうしますと、先ほど私が申し上げましたように、例えはりならば四つに分けるといたしますならば、或いは四つの態様があるとするならば、ヌの予備、陰謀、教唆、扇動と結び合せますと、或いは十六以上になる。これはコンバインションの方式に当てはめて計算して見ませんとわかりませんけれども、そういうことが考へられておる、こういうことになるので

○政府委員(関之君) お尋ねの通り、数はまだ正確に計算して見ませんので、この各要件に、一通りの要件が、このリで四つなり五つなりの形が考へられますと、それに対してのヌのそれ、の場合が考へられるわけでありまして。

○吉田法晴君 そうしますと、公安調査庁がこの三条なら三条に掲げてあります一つ一つについて、規制を申請して行く、こういうことが可能になると思つてあります。そうすると、例えはそのリの中の警察の職務を行なつておる者に、凶器或いは毒劇物を携え

て多衆共同して公務執行妨害ができた、それで申請をして見たけれどもそれは問題にならなかった。こういう場合には今度は別の、例えばこれは或いは実際とは逆になるかもしれないけれども、法律の規定により調査に従事する者、これは公安調査官、公安調査庁の職務に従事する者についての公務執行妨害或いは職務強要、別のことで調査をし、或いは審理を行なつて申請して行く。これで行かなければあれ、あれで行かなければこれ、こういう行き方がとにかく可能になり得る、少くとも今の御説明からは出て参ると思うのであります。そういうことをするつもりなのか、或いはもつと何と申しますか、一つの団体について申請或いは審査が行われるならば、その効果は他の点についても免責されるのか、規制の問題としてどういう工合に解釈しておられるのか、承わりたいと思ひます。

○政府委員(吉河光貞君) 立て方は、それ／＼の暴力主義的破壊活動について、団体活動としてそれを行なつた場合におきましては、その団体がそれ／＼の暴力主義的破壊活動を行なつたものと認められるわけであり。又併しこれを合したしまして、数個の暴力主義的破壊活動を行なつた場合におきまして、団体が団体活動として暴力主義的破壊活動を行なつた認定を下されるわけであり。ただ規制をする場合は、これに継続又は反覆して将来更に暴力主義的破壊活動を行う明らかな危険性がなければなりません。従ひまして要するに特定の団体が過去において暴力主義的破壊活動を行なつたという条件を満たすためには、一つ

の暴力主義的破壊活動を行なつた場合も当然入りますし、或いは数個の暴力主義的破壊活動を行なつた場合も理論上は入るものと考えております。ただし現実には規制をする場合におきまして、そういう少くとも規制する場合に、調査してわかつております暴力主義的破壊活動につきましては、これを一括して規制の原因にするのが当然であらうと考えております。

○吉田法晴君 こういう形式でありまして、結局脱んだが最後と申します。脱されたら最後、あれで行かなければこれ、これで行かなければあれ、こういうことで結局規制或いは解散をし得る。而も一遍規制をいたしますと違反の行為が罰せられる。多数の刑罰規定に違反する問題が出て来るわけであり。これは蜂の巣をつついたように恐ろしくなるのだと思ひますが、そこでお尋ねをいたしておりますのは、脱んだら最後、何でもかんでも引つかけるのだ、こういうやり方をおやになるか、それとも一遍一つの団体について規制をかけたならば、かかるかかかんかという請求をしたならば、そこで審判が行われたならば、その団体が少くとも今までの活動については一応規制すべきものでないということになつたならば免責をする、こういう考え方であるか。この点をお聞きしておるわけであり。もつと明確に一つお答え願ひます。

○政府委員(吉河光貞君) 理論上は、一たびこの暴力主義的破壊活動を団体の活動として行なつたということを原因として規制をかけると、それ以前にその団体が団体活動として行なつた暴

力主義的破壊活動は全部取上げてはならないという建前にはならないものと考えております。併し実際の運営にいたしましては、それまでに調査が完了して、明白に認定されるような暴力主義的破壊活動は一括取上げて、その原因にするのが妥当である、かように考えております。

○吉田法晴君 そこで、今の御答弁を以てしても、この条文の書き方では、先ほど申しましたような、あれで行かなければこれで行くというやり方ができるということにこれは実際になると思ふのであります。そこであとこれは立法の仕方の問題になると思ひますけれども、或いはまあ特審局長で御答弁が頂けるならば頂きたいと思ふのであります。今、後段にお話になりました、實際、遍団体についてその過去の行動について請求をした、或いは審査が行われたという事になれば、それによつて一応過去の活動についてはこの法案の免責が得られる、こういう規定を書くべきであるというふうにはお思ひになりませんか。

○政府委員(吉河光貞君) お答えいたします。これは非常に廻りくどいほかの例を引用して申上げるのは恐縮であります。犯罪として捜査を受ける場合におきましては、例えば殺人罪で起訴されまして、他の犯罪につきましては免責はない、すでに過去において行われた他の犯罪につきましては免責がない。で、この場合、一つの団体が過去におきまして暴力主義的破壊活動を行なつたとして行なつたという事実についてであります。先ほど申し上げました通り、これに継続又は反覆して将来更に暴力主義的破壊活動

をなす虞れがなければなりませんので、実際の場合におきまして、そう次から次へとはかの暴力主義的破壊活動を行なつたという原因を取上げて規制をかけるということは、実際の運用上できないのではなからうかと考えております。

○吉田法晴君 継続、反覆ということが要件になつておる、ここに問題があるのですが、それはあとからお尋ねすることとして、次に行動が行われた場合に、前の行動が継続、反覆の中にならうかということではない。これは伊藤委員から一事不復理の問題がございまして、これは一つの行動について一事不復理の原則が働く、こういう御答弁を頂いておる。この規制の仕方が非常に多種多様であつて、そして幾らでもコンビネーションができません。そこで一つで行かなければあれで、こういうことになる虞れがこの法律ではあるから、一応或る事件を隠して、それまでに活動があつた、それについて、これは或いは一つであるかも知れませんが、或いは二つであるかも知れませんが、或いは数個の活動なり事件が問題になるかも知れませんが、そこで一応審査をやつて、判断ができます。場合にこれは責任がない、規制なり解散の対象にならない。こういうことになつた場合には、その過去の行動については別のところから、これは捏造とは申しませんが、変えようと思へば、この法律ならばはかの理由でもう一遍とにかく過去の行動についても蒸し返しができる、そういうことはしない、こういうことの言明を頂けるかと、こういうことです。

○政府委員(關之君) お尋ねの点につきましては、先日来伊藤委員からの一事不復理の問題に關連してお答えしたところもあるかと思ふのであります。この本来の法案の立て方が、団体が暴力主義的破壊活動を将来においてなすその可能性について規制を加えるということが、この規制処分の考へるところでありまして、その団体の将来の暴力主義的破壊活動をなす可能性の認定の条件といたしまして、過去において暴力主義的破壊活動を行なつたことを先ず条件として、それに対して継続又は反覆というその条件で、そういうふうな性質格化したそういう破壊活動の団体の活動をチェックする。そこで過去に行われた暴力主義的破壊活動も、お尋ねの趣旨によりますれば、一回規制に使つた以上は、あとは使わないうようにしてはどうかという趣旨の趣旨と思ひますが、この法案の基本的な立て方としては、要するに将来のさうな危険を除くという趣旨が考え方の基本でありまして、その条件として、過去にやつたそれに対して継続又は反覆という条件で絞つて、その危険は防止しなければ、公共の安全の確保の上にはいけないというふうな考へておるわけであり。それから暴力主義的破壊活動が現実事実で、それがそれとして認定されるものであります。それとしまして、それを継続又は反覆という関係にある限りにおいてはこの規制は行ない、このように私どもは考へてこの法案を立案した次第であります。

○吉田法晴君 お尋ねをしておるのはそれではないのです。具体的例をと

りますと、例えば五月一日ならば五月一日皇居前の事件があつた、それをこの調査に従事する者の職務強要ならば職務強要といふことで初め請求をして審査にかけた。ところがそれは今の反覆、継続して将来やるかどうかという判断にはならなかつた、一応免責をされた。ところがその同じ事件をこの法律で行くと、例えば警察官の職務執行妨害、こういうことで、これでは規制の対象として請求し得るじやないか。そこで一つの事件或いは活動を土台にして、この今をとりましたけれども、リで請求をした、そのときには恐らくその活動を中心にして、その過去の行動がどうであつたとか、今後継続又反覆して行く、こういうことが判断されるであらう。問題はこの三条に掲げてある一つの理由で、これで行かなかつたらそれではこれで、或いは例えぱりで行かなければ、これはまあ該当するかどうかかわりませんけれども、汽車、電車等往來危険に該当するかどうか、或いは又口ならば口の、現在建造物放火にはならんというお話でありましたけれども、そういうので規制の対象とし得るじやないか、こういうことで規制の請求をする、こういうことが三条だけを見ると、可能ないように思う。その過去の一つの活動といたしましては相当多方面或いは多岐に亘つておるかも知れません。その場合に一遍規制を請求をした事項には当らなかつたけれども、ほかの理由で再び規制をする、こういうことをする意思なのか。それとも一遍そこで判断をしたならば、その活動についてはこれは行政処分の対象として、或いは審査の対象としては、その同じ行動につ

いて、別の条項で、或いは三条の別の号では、号のうちの細かい事項でも問わない、こういう御趣旨なのか、その辺を承つておきたい。

○政府委員(関之君) この法律の私どもの立て方といたしましては、過去において暴力主義的破壊活動をなした団体があつたとして、それに対して継続又は反覆して将来暴力主義的破壊活動をなす可能性があれば、これに対して規制がかけられるということに相成るわけでありまして。そこで先ほど局長がお答えいたしましたごとく、この過去における暴力主義的破壊活動がお尋ねのごとく何回か、あれもこれもというふうな犯した場合も考えられるわけでありまして。そこで実際の問題といたしましては、そのばらばらのものがそれぞれに暴力主義的破壊活動を過去においてなした暴力主義的破壊活動といふことに相成りまして、極論いたしますれば、そのばらばらのものを一つづつ使えるではないかといふようなお尋ねの趣旨と申すのであります。これは法律の立て方といたしますれば、一回のそれも、二回のそれも別々に使用することにはなると申すのであります。併し実際の扱い方といたしましては、勿論さうなことは相当ではないのであります。団体につきまして一切の過去の事実を調べまして、そしてそれに基づいて暴力主義的破壊活動だといふ行き方をなすといふことを認定して、それに対する継続又は反覆という可能性を調査いたしまして規制の請求をするといふことに相成るかと思つております。

○吉田法晴君 もう一遍特審局長に一つ今のあれを確言を願いたいと思つ

すが、私が聞わんとしておることは、おわかりになつて頂けると思いますが、今関さんは幾つかの行動があつたといふことを述べられました。それも一つの例だと思つて、例えば一つの行動があつた。併しそれは或いはその中の先ほど例を挙げましたような調査官の職務執行妨害、職務強要といふこととらえられ、面もありましよう、或いは同じ行動で以て警察官の公務執行妨害といふことについてとらえられる場合もありましよう。或いは別のところに着いてある、これは口に該当するかどうか知りませんが、そういうふうな疑いでとらえられるということもありましよう。一つの行動を、これは集団行動である場合にはそういうことが論理的には考えられると思う。一つの起つた事件について、これはいくつにでもとにかく見ることが出来る。少くともこの条文はそうなつてゐる。そして無数のコンピュータシオンができることになつてゐるのです。ところが一応請求審査は一つの団体について、

つと受取れるのであります。例えば或る団体がこのリの場合でありませんで、殺人をやつた、政治目的の殺人行為をやつた、又政治目的の放火をやつたといふような場合、こういう場合におきましても、すでに規制をする場合に、それが調査上わかつておれば、一括して過去におけるその団体が団体の活動として行なつた暴力主義的破壊活動として取上げるべきだ、リの場合であります。一つの行為で幾つにもとれる場合があるのじやないか。例えば兇器を携えて多衆共同して公務執行妨害をやつた場合に、その相手方が警察官であり、それから又公安調査官である、こういうふうな場合一個の行為で両方の公務執行妨害をやつてゐるじやないか、こういうふうな場合はどうなるのかといふ点につきましては、これはそれを再び繰返して過去において暴力主義的破壊活動を行なつた原因として蒸返して使うことはこれは適當でない、そういうことはしないほうがよい。併し片方で政治目的の殺人をやつた。他方政治目的の放火をやつた。この場合規制をする前に審査手続をやりますが、そのときにすでにわかつておつた場合には一括してこれを取上げるのが妥當である。これを懸して、済んだあとで又とつておいて、あとで使おうといふような取扱ひ方はすべきでない。併しその後、規制処分のあつたあとで請求のあつたあとで判明したものは、これは又別個の問題ではなからうか。かように考へておりませう。併しそれだけで規制処分の請求ができるものではない。やるには将来継続又は反覆して更に暴力主義的破壊活動を行なう虞れが認定されなければ

ならない、かように考へております。

○吉田法晴君 今政治目的の殺人といふものがあつて、それが分つていなかった場合には、その仮定を附加せられなければならぬ。これは一応常識的に考えますと、規制と申しますか、或いは審査要求の対象になる行動は大体わかつておると思う。そうしてその行動を、恐らく集团的暴行事件にもなると思うが、そのわかつておるものを或る理由で、或いは二つ、或いは三つの理由があるかも知れないが、それを調査し、或いは審査し、そして判断をする、その場合にはこの審査したその活動については再び別の理由では審査の対象にはしない、こういう御趣旨にはつきり今の答弁では聞えたのであります。仮定の問題を抜いて、一つ明確に御答弁を願ひたいと思つて。

○政府委員(関之君) 今のお尋ねの点でございますが、ちよつと聞きとれませんでした。が、今一度御趣旨のところをお尋ね願ひたいと思つて

【理事宮城タマヨ君退席、委員長着席】

今の場合には団体ですが、一つの行動によつて審査の請求がなされる。或いは関さんの場合には幾つかの行動という話でしたが、それを一たび取上げて審査した後に、少くともその確定した一つ或いは二つの活動については別の理由で次にこのコンピュータシオンによるものによつて審査をやつて行く、或いは規制をやつて行く、こういうことはしない方針かということでありませう。

○政府委員(吉河光貞君) お尋ねの点が二つの場合に分れてゐるようによ

○吉田法晴君 例えは皇居前なら皇居前の事件があつた、それをどういう工合に請求をするかといふことはそのとき実際になされましようが、理由が幾つかつてゐる。これは大体明らかになつておることでありませう。それを審査して結論が出る。責任がないといふことになつて来る。それを更に別の理由で、ここに挙げておるようないは審査決定をする、こういうことは聞きしたのであります。私がお答え

いたしたものは、兇器又は劇毒物を携えて多衆が共同してとにかく公務執行妨害をやつたと、その公務執行妨害の相手方は警察官である、公安調査庁調査官、或いは刑務所の看守というふうなものが対象になつておつたと、それで三通りの対象を相手に突は公務執行妨害を只今申上げたような形でやつたと、その場合に警察官の公務執行妨害だけをとり上げて、あと隠して置く、それをあとで使う。公安調査官に対する公務執行妨害とか、看守に対する公務執行妨害をあとで順繰りに使うというところは絶対にしないというラインであります。

○吉田法晴君 隠して使うということではこれはちよつと言葉は極端だと思ふのでありますが、そこまでの悪意を考へてはおきません。一つの大勢の活動があつた場合には、いろいろの理由があるでしょう。或いはこれでいきますと、公務執行妨害、それから調査官、或いは警察官、或いはその他にも例えば自動車なら自動車も焼かれたというあれもある、それを調査し、或いは審査の請求をするときには一括して何と申しますか行政処分の対象になつておると思ふ。ところが実は審理の結果、駄目になつた。ところが探して廻つたところがこれは別に往來妨害罪というか、そういうものが無理に考へてみると考へ得るかも知れない。この条文の立て方で行くならば、一応済んだ事件を別な理由で、ここに掲げてある項目の別のところで、コンピュータシヨンの別のところ、コンピュータシヨンの違つたもので請求するといふようなことはしないと、こういう意味だと、こういう御答弁だと了承していいのですか。

○政府委員(岡之君) お尋ねの点につきましては、先日伊藤委員からのお尋ねの際に、一事不再理の問題と関連いたしましてお答えした点と関連があると思ひます。そこでその際は、先ず公安委員会の、今のお尋ねの中には請求者が委員会だめになつた。だめになつたといふことは、もとの団体が過去においてなした暴力主義的破壊活動が委員会の決定によつてきよな活動に当らないと、これは第三条の破壊活動に当らないといふふうな認定を得た場合かと思ふのであります。さうなふうにして理由がないとして棄却された場合であるわけでありまして、この点については、先日法制局長官から詳細なお答えがあつたのであります。お尋ねの点はそれに當る場合かと思ふのであります。そこで委員会から、過去においてなした暴力主義的破壊活動が、そういう事実が認められないといふふうにして棄却された場合には、その決定は公定力がありまして、調査官におきましても従つて同様な事実、同様な理由、同様な証拠関係では又請求はできない、かようなふうになつていくわけでありまして。

○吉田法晴君 今の御説明と、それから先般の伊藤委員の御質問に対して答弁されましたのは、同じ事件、同じ理由、それから証拠が同一であるならば一事不再理の原則は働く、こういう御答弁だ。そうすると、例えば公務執行妨害なら公務執行妨害で、それに証拠をつけて出された、それがだめになつて、それを再び請求することはない、こういうように私共聞いて参つたのであります。ところが実際は、先ほど申し上げましたように、集団的な活動が行なわれた場合には、いろいろのとらえかたはあり得ると思ふんです。それを或る場合には、例えば公務執行妨害と何かで請求される、それは一応破壊活動でない、或いは免責された、さうするとその活動を同じ理由ではできません、或いは同じ証拠によつて、この併し別な理由をくつつけて、この条文の立てかたから言ふならば、無数のコンピュータシヨンをできるのだから、別の理由で、別の証拠をくつつけてやることはできる。実際にはそこ此起つた行動といふものは一つでありまして、関さんの場合は二つ並べられたこととありますけれども、これは同一だと思ふ。その一つの事件或いは一つの活動といふものを、一遍済んでも別の態様で捉え、或いは別の証拠をくつつけてやる、これがこの法律ではできるのじやないか、それをしない、こういう言明を先ほどから私は頂いていふと思ふのであります。もう一遍答へが違つた場合が出て参りますので……

○政府委員(岡之君) お尋ねの点におきまして、それが最初にやつたのと同じ事実関係である限りにおきましては、先日伊藤委員の御質問にお答えしたようなその考えかた、原則で行くわけでありまして、それが、今お尋ねの中の実事、最初に請求の原因としたものと異なるものであります。ならば、先ほど局長がお答えしたごとく、全部規制の前にはあらゆる努力をいたしまして、事実関係を全部調査いたしまして、さうしてそのすべての過去の破壊活動の全部の実態を明らかにいたしまして、さうしてその上に立ちまして、継続又は反復の危険性があるならば規制をかける、かようなふうになつていくべきものであり、又いたす方針であるわけでありまして。

○吉田法晴君 その後に、従いまして同一の事件については別の理由ではこの審査を請求するようなことはいたしません。これが言えますかどうか。

○政府委員(吉河光貞君) 実は私どもと御質問の間のちよつとした食い違いがあるのじやないか……

○委員長(小野義夫君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(小野義夫君) 速記を始めます。

○政府委員(吉河光貞君) お答えいたします。特定の団体が暴力主義的破壊活動を行なつたという理由につきまして、事実関係が同一な場合におきましては、これを異なる角度から後日再び取上げるということとはすべきではありません。又規制のための審理手続き前に判明しておりましたあらゆる暴力主義的破壊活動はこれは一括して取上げるものであると考へております。

○羽仁五郎君 今吉田委員が非常にこの問題を繰返して質問される理由は、本法が末端の調査官によつて運用される場合に起つて来る弊害の大きなものを心配されておるからだと思ふので、従つて形式的な御答弁というものがここで行われる、それで本法の審議が通つて行つたといふことになる、私も納得できないと思ふのであります。それで今御答弁されておるのは中央で最高のレベルで答へられる答弁なんです。そのことを特審局長なり或いは次長なりはいつも十分に念頭においておられないのじやないかといふうに私は非常に恐れるのです。あなたが

たがその程度の御答弁をやつておれば、地方の末端の調査官といふものは極めてあいまいですから、従つてその調査権の濫用といふものによつて基本的人権といふものを侵す恐るべき弊害が発生して来るのです。あなたがたは、絶えず末端で本法が濫用されることに對しては厳格にこれを防ぎつゝ、ある、公安審査庁の中には必ずから監査するとかいふような機関も作るといふようなことを言つておられるが、この法の解釈が常に末端でどういふふうに行われるであらうかといふことに對しては、私はあなたがたが十分に誠意をもつて、国民の人権といふものは何より貴重なものだと思へ、それが自分の心臓のようなものだといふふうにお考へてお答えになつておるとは私には聞き難いことができないのです。残念ながら今の御答弁であれば、末端では迷ひ、従つて職務熱心なあまり基本的人権を侵すといふことが多々あるのです。一体公安審査庁の長官がその調査に基いて委員会に向つて請求をなしたといふようなところまで来れば、勿論一事不再理の原則が働かなければならないことは言うまでもない。併し調査の場合でもいづゆる蒸し返しといふことを始終やつておることは日本の今までの慣習じやありませんか。それでちよつとした瑕疵があればその人間をつけ狙うといふことは末端において起つて来た弊害の非常に大きなものであります。

○委員長(小野義夫君) 羽仁君にちよつと申し上げますが、質問ならよろしいですが、あなたの杞憂や御心配とかいふ御意見をこの際あまり陳弁されることは、議事の進行上甚だ迷惑と思ひま

す。でありますから、何かあなた質問の要点を明らかにしなければ困るので

○羽仁五郎君 質問の要点を今申し上げて

○委員長(小野義夫君) どれが質問な

○羽仁五郎君 従つて今の御答弁はあ

○羽仁五郎君 従つて今の御答弁はあ

○羽仁五郎君 従つて今の御答弁はあ

○羽仁五郎君 従つて今の御答弁はあ

○羽仁五郎君 従つて今の御答弁はあ

○羽仁五郎君 従つて今の御答弁はあ

○羽仁五郎君 従つて今の御答弁はあ

○羽仁五郎君 従つて今の御答弁はあ

○羽仁五郎君 従つて今の御答弁はあ

○羽仁五郎君 従つて今の御答弁はあ

○羽仁五郎君 従つて今の御答弁はあ

○羽仁五郎君 従つて今の御答弁はあ

○羽仁五郎君 従つて今の御答弁はあ

○羽仁五郎君 従つて今の御答弁はあ

○羽仁五郎君 従つて今の御答弁はあ

○羽仁五郎君 従つて今の御答弁はあ

第一項の処分を受け、さらに暴力主義

○羽仁五郎君 従つて今の御答弁はあ

○羽仁五郎君 従つて今の御答弁はあ

○羽仁五郎君 従つて今の御答弁はあ

○羽仁五郎君 従つて今の御答弁はあ

○羽仁五郎君 従つて今の御答弁はあ

○羽仁五郎君 従つて今の御答弁はあ

○羽仁五郎君 従つて今の御答弁はあ

○羽仁五郎君 従つて今の御答弁はあ

○羽仁五郎君 従つて今の御答弁はあ

○羽仁五郎君 従つて今の御答弁はあ

○羽仁五郎君 従つて今の御答弁はあ

○羽仁五郎君 従つて今の御答弁はあ

○羽仁五郎君 従つて今の御答弁はあ

○羽仁五郎君 従つて今の御答弁はあ

○羽仁五郎君 従つて今の御答弁はあ

○羽仁五郎君 従つて今の御答弁はあ

○羽仁五郎君 従つて今の御答弁はあ

○羽仁五郎君 従つて今の御答弁はあ

散の指定を受けるということになる

○羽仁五郎君 従つて今の御答弁はあ

○羽仁五郎君 従つて今の御答弁はあ

○羽仁五郎君 従つて今の御答弁はあ

○羽仁五郎君 従つて今の御答弁はあ

○羽仁五郎君 従つて今の御答弁はあ

○羽仁五郎君 従つて今の御答弁はあ

○羽仁五郎君 従つて今の御答弁はあ

○羽仁五郎君 従つて今の御答弁はあ

○羽仁五郎君 従つて今の御答弁はあ

○羽仁五郎君 従つて今の御答弁はあ

○羽仁五郎君 従つて今の御答弁はあ

○羽仁五郎君 従つて今の御答弁はあ

○羽仁五郎君 従つて今の御答弁はあ

○羽仁五郎君 従つて今の御答弁はあ

○羽仁五郎君 従つて今の御答弁はあ

○羽仁五郎君 従つて今の御答弁はあ

○羽仁五郎君 従つて今の御答弁はあ

○羽仁五郎君 従つて今の御答弁はあ

号は、「団体の活動として第三第一

○羽仁五郎君 従つて今の御答弁はあ

○羽仁五郎君 従つて今の御答弁はあ

○羽仁五郎君 従つて今の御答弁はあ

○羽仁五郎君 従つて今の御答弁はあ

○羽仁五郎君 従つて今の御答弁はあ

○羽仁五郎君 従つて今の御答弁はあ

○羽仁五郎君 従つて今の御答弁はあ

○羽仁五郎君 従つて今の御答弁はあ

○羽仁五郎君 従つて今の御答弁はあ

○羽仁五郎君 従つて今の御答弁はあ

○羽仁五郎君 従つて今の御答弁はあ

○羽仁五郎君 従つて今の御答弁はあ

○羽仁五郎君 従つて今の御答弁はあ

○羽仁五郎君 従つて今の御答弁はあ

○羽仁五郎君 従つて今の御答弁はあ

○羽仁五郎君 従つて今の御答弁はあ

○羽仁五郎君 従つて今の御答弁はあ

○羽仁五郎君 従つて今の御答弁はあ

したのであります。

○吉田法晴君 そうするとちよつと疑

○吉田法晴君 そうするとちよつと疑

○吉田法晴君 そうするとちよつと疑

○吉田法晴君 そうするとちよつと疑

○吉田法晴君 そうするとちよつと疑

○吉田法晴君 そうするとちよつと疑

○吉田法晴君 そうするとちよつと疑

○吉田法晴君 そうするとちよつと疑

○吉田法晴君 そうするとちよつと疑

○吉田法晴君 そうするとちよつと疑

○吉田法晴君 そうするとちよつと疑

○吉田法晴君 そうするとちよつと疑

○吉田法晴君 そうするとちよつと疑

○吉田法晴君 そうするとちよつと疑

○吉田法晴君 そうするとちよつと疑

○吉田法晴君 そうするとちよつと疑

○吉田法晴君 そうするとちよつと疑

○吉田法晴君 そうするとちよつと疑

りますと、二号にはこの「二号イからリまでに掲げる暴力主義的破壊活動を行ひ、若しくはその実行に着手してこれを遂げず、又は人を教唆し、若しくはせん動して、これを行わせた団体」と、大体今のタのあれが書いてあるわけでありませう。そうすると今の御説明の實際に内容をなすわけだと思ふのでございますが、質問の要点は六条本文に書いてあります、「且つ、第四条第二項の処分によつては、そのおそれを有効に除去することができないと認められるときは」と書いてありまして、これは四条の規制によつては目的を達することができないときはと書いてあるのであつて、實際は第四条第一項の処分を受けて、そうして更に一号、二号に書いてある活動をやつたと、こういうことにはならんと思ふのです。説明のように一応四条の規制をやつて、そうしてうまく行かない場合には第六条による解散をやる、こういうことであるならば、一号、二号についても三号と同様、第四条第一項の処分を受けというようなことを頭にかぶせなければお話の通りにはならんじやないかと思ふのです。

○政府委員(岡之君) この第六條の第一号、第二号に掲げてあるような行為は、第一号、第二号に掲げてあるような行為は、場合によつては第六條の直接解散まで行く必要があるのではないかと、かような過去の暴力主義の破壊活動を継続又は反覆して将来暴力主義の破壊活動をなすと、かような若し団体がありますならば、第四條だけでは有効にその危険性を除去することができないという場合があるかと存するのであります。

そこでこの第六条の一号、二号の行

為につきましては、法律の建前といえますれば、解散請求もできません。ば、或いは第四条の制限的規制の請求もできないというふうなわけであります。併し実際の建前といたしますれば、先ず四条を考へてみて、できるだけ四條で行つて、解散といふことはその次である。併し必ず第四条の請求をした、処分をしたあとでなければ第六條は動かしてはならんということに相成りますと、それはこの法案の危険性を除去する、公共の安全を確保するための観点から見まして、目的に副わないと思うのでありますから、そこで建前として一応四條の規制処分もするということを考へて、そこでどうしてもいけないと思うときには六條で行つてもよろしい。併しそれは第六條の一、二、三に掲げる行為だけに限る、あとは必ず第四條の規制の請求をして、そうしてその上になおかつ団体が暴力主義的破壊活動を行なつた、かような団体が更に継続又は反覆してやる場合に六條が行けると、こういうふうになるわけであります。

○吉田法晴君　そこで御説明の建前から行つても、それから例えば別の職務執行妨害か或いは職務強要の教唆、煽動と、こういう点から言つても、これは正にあなたの説明せられるような一応第四条なら第四条の規制の段階を通つてやるべき事案だと思うのです。それならばその建前から言つても、あなたの言われる建前から言つても、それから公平の観念から言つても、これは一号、二号についても、第四条第一項の処分を受けてというのを私は入れるのは当然じやないか、御説明を聞いておつてもそういう感じがするのであります。

すが、依然としていきなり解散をすることができ、こういう建前も残つておる。そうすると四条で行くか、六条で行くかというときに、これは今はとにかくとして、暫く時間がたつて参りますと、手間がかかるから、六条に恐らくすぐ参るだろうと思う。その危険性を私ども今から考えられる。建前或いは精神がそうであるならば、一号、二号についても、第四条第一項の処分を受けてというのを入れるほうが、私は今の御説明の立案の趣旨から言つてもそうじやないかと思う。これはまあ議論になるかも知れませんが、或いはほかのかたのおられるところで質問したほうがいいかと思いますが、私はそういう工合に考えられる。

○政府委員(吉河光貞君) お答えいたします。御議論としては、そういう御質問のような立案の立て方も成り立ち得るかと考えるのであります。併しこの法案におきましては、只今閣政府委員からお答えいたしました通り、暴力主義的な破壊活動の中で、第六条の一号、二号に掲げているような行為は極めて重大な行為である。こういう行為につきまして、四条の規制処分を以てしてはその効果を十分に収めることができない場合には、直接六条の処分を請求することができる、又六条の処分をすることができるといふ建前をとっているのです。

○吉田法晴君　そうしますと、例を引いてお尋ねをいたしますよ。五月一日のメーデーのあとの事件は、騒擾ということで間疑せられておるようであります。が、或いはイにいたしましたも、或いはリにいたしましたも、特にリのごときはデモでありますとか、或いは

大衆行動が行われ、場合によっては起つて参る問題だと考えるのであります。そうするよりならりの公務執行妨害、誦動をそれ自身じやなくて、それの教唆、誦動をした、その教唆、誦動を今までの事態から考えてみますと、例えれば人民広場に行こう、こういうことが来年のメーデーならメーデーの会場で言われたとするならば、恐らくこれが以て間疑せられますか、或いはりで間疑せられますかわかりませんけれども、まさしくりの或いは教唆、誦動ということに間疑せられるかも知れません。そうするといきなり一回の行動で以て六条の解散が行われる、こういうことにこれはなる危険性が私は多分にあると思う。そういうものを考えてみますと、いきなり六条なら六条で解散するということはこれは不当じやないか、四条なら四条で、この法律の建前から言つても、規制をして、その後になお繰返されるならば、六条の精神に私はなるべきだと思ふ。そういう場合には恐らくそういう点に帰するだらうという御答弁があつたのであります。が、それならそれで法文の中にはつきりすべきじやないか、こういうことを、これは意見になりますけれども、申述べておきます。

○政府委員(吉河光貞君) 御設例の場合に、単に人民広場へ行こうというところと騒擾の扇動には該当しない、単に人民広場へ行けというような程度では人民広場の扇動には該当しないのではなかろうか、実際に特定の団体が団体の活動として騒擾を扇動いたしましたとして、その結果現実に騒擾が行われたというような場合に問題になるのではなかろうか。この場合におきましても、公安

調査局長が、これに六条でやるべきだ、これは四条の規制処分ではその危険を防止することができないというような考えから、六条処分の請求をいたしまして、公安審査委員会のほうで、これはまた六条で一挙にやるべきでない、十分四条処分で賄えるといふに御認定になつた場合におきましては、さような認定ができるように建前ができておりますので、御了承願ひたいと思つております。

○吉田法晴君　丁承はいたさないのであります。今、この設例の場合に、人民広場へ行こうということでは騒擾の運動にはならんという御答弁を頂きましたので、関連しましてお尋ねをいたしますが、これは未必の故意に関連をいたしましたけれども、例えば公務執行妨害、デモをやるうという決定をした、そのデモをやるうという決定をした場合には、或いは少々警察官の介入があつても知らん、それを、そういうことがあつてもデモを計画通り行わなければならん、こういう決定をいたしました場合には、これは菊川君からも御質問がございましたけれども、その公務執行妨害なら公務執行妨害の或いは予備、陰謀、教唆、煽動かと、それから法案の運営について、もう一度はつきり一つ御答弁を頂きたいと思うのであります。

○政府委員(関之君)　お尋ねの問題につきましては、先般総裁からお答え申し上げた点であります。この法案におきましては、団体の活動とは団体の意思決定に基いてその実現として行う活動、それが団体の活動ということに相成るのであります。そこでかようなところにそこそこの事実関係がなければ困

体の活動にはならない。お尋ねの点は、そういうところに団体の意思の決定があつたかどうか、そうしてその実現としてそういう活動が行われたかどうかという問題に相成ろうかと思ふのであります。そこで問題といたしましては、将来このデモを行うならば、或いは当然警察官等と公務執行妨害の活動がそこにかかるというところが予見され、そこに団体において予見されるにもかかわらず、なおデモをやろうというふうな、団体としてそこに全体としてそういうふうなことをきめた、デモをやろうというところにきめたことに相成りますならば、かような意思は通常の観念から見ますと、デモもしようし、そして又そこに若し公務執行妨害というところから起るなら、それもあえてやろうというふうな意思決定が行われたものと解すべき場合が多かろうかと思ふのであります。さうなうに団体の意思として決定し、そうして警察等に対して公務執行妨害も、来たならば止むを得ないものとしてやろうというふうな気持で、団体として、そうしてそれらのことを構成員、役職員において、その団体としての意思決定に基づいて、現実そのことをやつたというふうなことがありまするならば、やはりそれは団体の活動、そうして今申し上げたような関係がなければ、それは団体の活動でないというふうな解すべきものかと思つております。

○吉田法晴君　そこでその団体の意思決定の内容になるのでありますが、その例えは執行委員会と申しますか、或いは中央委員会というか、そういう機関で以て何月何日というコースでデモをやろう、こういう決定がな

された。それだけならば、あとで起つても団体の活動として公務執行妨害をやつたのではない。これははつきりいたしますが、併しその場合に、或いは途中で警察官の整理と言いますか、或いは道路の上その他警察官のまあ介入があるかも知れません。その場合にどうするか。これは警察官が道路なら道路、その他に並ぶことは大体予見し得るわけでありまうが、そこで論議をされたかどうか。その論議もあるかも知れん。これは想像で、今の場合で言いますと、警察官が交通整理その他のために、交通巡査だけでなくて、最近の事例では殆ど出ておる。これは事実上は予見されます。そこでその機関で論議されたかどうか。その論議の態様による、こういうことにならうかと思ふのであります。或いはあるかも知れん、併しあつても計画通りデモは行われるべきであるという決定をいたした場合は、或いはそれがたゞ／＼が起つて、公務執行妨害が起るかどうかというところは、論議に出ることもあるかも知れない、或いは出ないかも知れない。警察官の或いは出動ということまで話が出たとしても、或いは計画通りやろう、こういう決定で以て公務執行妨害の意思決定があつたとは思われませんけれども、その話とそれから未必の故意というものは、限界が非常に困難だろつと思ふのです。そこで心配されますのは、結果から、結果責任と申しますか、あとで公務執行妨害が起つたということで、それではそのデモを決定したときに、計画をしたときにどこまで話があつたか。若し情報等によつて、間違つた情報で以て処罰されてはかなわんであります。或いは

最近の事例で行きますと、その前に調査活動がなされるかも知れないと思うのであります。その意思決定があつたかという、どういふ話が出たかという事実関係が非常にむづかしい問題になつて来ると思ふのであります。その点について、どの辺までの話があつたならば未必の故意があると断定されるのか。或いは結果責任を問わない、如何なる場合でも結果責任は問うものでない、こういう点が言えるかどうか、それを一つ。

○政府委員(吉河光貞君)　結果責任は問うべきではないと考えております。

ただ御質問の場合は、何か集団行動をやる、本来合法的な集団行動をやる場合に、この集団行動をやると、その団体の構成員が必ずや暴力主義的破壊活動に出るかも知れないというふうなことが予見されておつて、而もなお且つ、あえてその集団行動を推し進めようというふうな意思決定があつたという場合が、今御議論になつておる点であらうと思ふのであります。ここで暴力主義的破壊活動ということは、政治目的を持った暴力主義的破壊活動でなければなりませんので、ただ偶発的に何もないような暴力主義的破壊活動が起つても該当しないのではない。か。団体が意思決定をして、そういうふうな明らかに政治目的を持った暴力主義的破壊活動が構成員の間で起るかも知れない、而もそれにもかかわらずそれをやろう。その政治目的を容認してやろう、大衆行動をやるというふうな場合は、極めて稀な場合ではなからうかと考えられるのであります。が、そういうような条件がすべて

備わつたということが証拠によつて認められなければ、なか／＼認定はされるものではないと考えておるのであります。

○吉田法晴君　政治目的を以て破壊活動をやろうという意思決定をなすことは、これは一応今の御説明を聞くと、最初私もそうであるかと、こういう工合に考へて参りましたのであります。が、ところが三条の二の本文には、政治上の主義若しくは施策を推進し、又は反対するといふ施策の中には、例えば炭鉱国管その他政治上の主義施策、こういうふうな言われましたが、言い換えますと、具体的な政治的な要求或いはスローガンを掲げたということに相成るかと思ひます。例えば破壊活動防止法反対という性質或いは目的を持つておる。これは政治上の施策になると思ひます。政治上の施策を推進する。ですから破壊活動防止法反対のためにデモをやろう、これは政治上の施策を推進する。私もそれはそれから先は反対でありますけれども、この間から政府の考え方によりますと、この間からデモをやつた場合には、それは政治上の施策をやつたための活動だ、その破壊活動防止法反対のためにデモをやる、そのデモをやる場合に、問題のような行動が起るから起らんかにかかつて参りますので、政治上の目的を以て云々というところは、今までの質疑を通じて明らかにされた、政府の答弁では、そういうことが極めて稀であるというわけには参らんかと思ふのであります。そうしますと、先ほどのような問題になつて参るのであります。問題は公務執行妨害、或いは職務強要の場合に、

今の破壊活動防止法、或いは労働組合法等の改悪反対、こういうことで行われます場合には、特捜局長の御答弁にもかかわらず、これは二の前の文とそれから三の文に該当し得ると特捜局長が考えられる場合が起り得ると考えるのです。その点は如何ですか。

○政府委員(吉河光貞君)　御質問の通り、確かに合法的の大衆運動は政治目的を以て行われる場合だらうと思ひます。その場合は、未必の故意が団体の意思決定として如何なる場合に認められるかという御質問でありましたので、その場合は、そういう大衆行動をやる場合に、明らかに構成員が政治目的を持つた暴力主義的破壊活動をやるといふことが予見されるということ、極めて稀な場合ではなからうかと考えておる次第であります。

○吉田法晴君　この点はもう少し明らかにせられませんか、例えば未必の故意の場合については、規制或いは処罰の対象になるというところでは、心配いたします。その点は法条に明らかにせられなければならぬと考えるのであります。これはむしろ質問というよりも、実際の運営について警告を発するのであります。先般私どもが学者、文化人と懇談会をいたしました。あのときに問題が国会の周辺で起ることを非常に憂へて、その防止のために最善を尽したのであります。例えばあの場合に垣の外で待つてゐる、或いは中に入りまして学生について、これは難町署であつたかと思ふのであります。が、私どもの警官であります。そうす

ると写真を撮ることについて、私服が入つて写真を撮つてゐるということ、学生側が感情的になりまして、これを追つ駆けようとした。そこで私は、私がその警官に対しては折衝をするからということ、学生を抑えて事なきを得たのでありますけれども、あゝ行動が行なわれまゝということ、これは今の団体の決定を以て云々ということにはならないけれども、別の、この条文と直接関係なく、その前段階であります。或いは公務執行妨害という問題が起る可能性は極めて多いということ、そのとき身を以て体験したのであります。ですから、そういう現在の運営については、これは十分一つ自戒を顧わなければならぬと思ふ。今後この法律によつて警察官との協力云々、これは自発的な協力云々ということでありまゝだけれども、そういうことが今後しばしば行なわれる危険性を感じますだけに、特に御注意を申上げておかなければならぬと考へるのであります。

それからその次に移りますが、今の点について、これは警察の行動でありますけれども、今後調査官についても同様のことが考へ得るのでありますから、実際の運営についてどういふ所信でありますか、一つはつきりこの際承わつておきたいと思ひます。

○政府委員(清原邦一君) お答え申し上げます。只今御指摘の場合によりまして、かかる場合に勢いの激するあまり、或いはその学生諸君が私服の警官に対して暴行する、そういう場合も勿論考へ得るのであります。それは単に刑法九十五条の公務執行妨害罪が成立し得るや否やの問題に止まるのでございまして、かかる場合に直ちに団体

の意思決定として兇器を持ち或いは毒劇物を持つてやるといふ、そういうたやうな本法所定のつまり第三条の二号のりに該当するやうなことは到底考へられないのでございます。なおついでに、未必の故意の点について御指摘がございましたが、刑法上未必の故意にについては非常にむづかしい問題がございまして、勿論団体の意思決定として未必の故意に互るやうな犯行をやるとした場合につきまして、これが取締り或いは規制等の問題につきましては十分慎重に検討したい、かように考へてゐるのでございます。

○内村清次君 今の御答弁によりまして、例えば私服が写真を撮ることも一つの公務として、これは計画的にあつたのほうではそういうことはしてゐるのですか。問題はその点が大きな問題でありまして、この点をあつたのほうの常設的な職務権限の中にあるのか、こういう御認定でゐるのであるか。

○政府委員(清原邦一君) 只今の点、私服警官が写真を撮るということはすべて警官の職務活動、さうに申上げてゐるのではありません。私の言葉が或いは足りなかつたのかと思ひます。が、警備活動としまして、私服警官が職務上必要で写真を撮る、そういう場合には職務行為の一つとみなされる場合がございまして。

に学生は激昂して行く、感情化して行く、こういうことはむしろあなたのほうでは注意をして、そういうことはしてはならない、こういうふうなことに考へてもらわなくては、これも職務権限ですから、激昂のあまり妨害したことは、これは又別な罪名で或いはとつてもいいかも知れませんが、いわゆる暴行したことは……これを直ちに職務妨害ということになつて来る、これは私には異論があると思ひます。この点はどうですか。

○政府委員(清原邦一君) 御指摘の点は誠に御尤もでございます。私は一昨日の問題につきましては、その当時の実情を見ておりませんから具体的に申上げられませんが、繰返して申し上げますが、警察官が犯罪の予防と言いますか、警備の関係におきまして写真を撮る、そういう場合について、絶対にそれは職務行為にあらずということには言い得ないものであります。その時の情勢、警備の必要上撮る場合があり、且つそれが警察官の職務行為を構成する場合があるかと考へます。ただかかる場合に、直ちに写真を撮ることが警察官の行動としていいか悪いかが、不当の問題につきましてはこれは私の立場から今ちよつと申上げかねます。監督上の何がございせんから申上げかねます。承わつて置きます。

○吉田法晴君 問題は公務執行の内容になるものであります。正当ならざる公務執行行為に抵抗するのは、これは民主主義の基本的な権利だと私は考へるのであります。例えばこれを一昨日の例を引きましても、この破壊活動防止法の運用につきましても、何でもかでも公務執行であり、そしてそれに対する抵抗と申しますか、或いは警察というものを全部公務執行妨害で問われはしないか、この点が一番問題だと思ふ。従つて公務執行妨害という問題を抽象的な問題として論議をしてゐるわけではございません。で、例えば一昨日のような、これは本質的に見ますれば、学生が議員に面会を求め、或いは陳情に来る、これは数の点は別といたしまして、そういうことは基本的に正当な行動だと考へるのであります。が、そういうやうな場合に写真を撮る、どういふ目的で写真を撮られたのかも知れませんが、これを聞きました参議院の警務部長も、面会に来た人を写真に撮るといふことは、これは院内で行うといふことは、これは行き過ぎである、妥当でなからうといふ意見を述べられたのであります。が、その場合に私は写真を撮るなら、写真を撮るといふことが妥当な公務執行であるとは考へない。基本的に、公務執行妨害という問題の場合に、その公務が正当な、或いは合法的な公務であるべきといふことは、これは当然だと思ふ。何でも公務執行については公務執行妨害罪になり、或いはこの条文の解釈運用について、リに該当してゐると、こういうことに解釈せられるのかどうか、一つ承りたいと思ひます。

○政府委員(清原邦一君) 公務員の職務行為の点につきましては御質問でございます。公務執行といふことは、公務員が一般的に権限を有する場合と、そしてそれが形式的に適法であるやうな場合においては、一応これに對し公務執行妨害罪が成立するわけでありまして、併した公務員の行為に

ついで、何でもかでもそれに対して公務執行妨害罪が成立する、そのように申上げてはおりませんのでございまして、一般的の権限を少くも持つていなければならぬ、そして形式的に適法な行為と認められるやうな行為と、こういうやうな場合には、これに對して公務執行妨害罪が成立する、かように解釈いたしております。

○吉田法晴君 そうすると、この条文が動きまゐる場合は、あゝいう事例が多からうと考へるのであります。一般的に権限内である、或いは形式的にも適法であるといふ抽象的な御説明でございましてけれども、今日警察においで特高的な活動をする、これは許されておらんと思ふ。或いは犯人の捜査なら捜査、こういうことで活動がされる、或いは写真が撮られるといふことならば、私はそれは適法だと考へる。そうすると一般的な問題じゃなく、例えば土曜日の話、或いは今後考へられます例えはデモであるとか、集会であるとか、そういう場合の公務執行といふか、公務執行の場合には非常にこれは問題になつて来ると思ふので、それで今も言われるやうな一般的に職務の範囲内、或いは形式的に権限の範囲内だと、これが合法的である、こういうことを言われまゝしたとしても、実際には個々の場合に問題になるかと思ふのであります。が、例を挙げましたから、一昨日の例を引くと、あゝいふ場合の写真を撮る、こういうことは適法な公務執行と考へられるかどうか、これは所管外だと言われまゝが、所管外だと言われるなら別の例を挙げてもかまいませんが、一応その例として一つ承りたい。

これがすべて同じようななそこには問題があると思うのであります。そこで公安調査官におきましても、第二十六条以下このの規定に基きまして調査いたしました、これはそういう調査をすることが

いろいろ調査官の法律上の義務であり、又権利でもあるわけであります。これはさように調査官が自己の責任において先ず考えて行動する。そういうことが行政官の責任であると思うのであります。さようなことがあとで裁判所の御判断を受けること、これは当然であります。先ず第一はさようなふうに考えなければならぬと思うのであります。

○吉田法晴君　それだけの話である  
と、これは濫用か、或いはこれは公務  
執行であるという主張がどん／＼され  
て参つて、或いは土曜日の会見のよう  
なときに写真を撮ることもこれも正当  
な公務執行である。或いは身許調査を  
やることも公務執行である。或いは調  
査官が今後会合に入ろうという場合に  
もこれは公務執行である。こういうこ  
とに私は相成ると思うのであります。  
なお、研修とそれから監禁制度のこと  
を言われましたけれども、これだけで  
は私は足りないと思う。その点は議論  
になりますから、先に移ることにいた  
します。

これに関連して公務執行と或いは公務執行妨害との問題については、公安調査庁については調査官について今後起る危険性が多分にあると思うのです。この法律の規定により調査に従事する者、これはこの条文の中から私は当然除くべきではないかと考えるのでありますが、この法律全部の中の行為には入っておりますが、或いはこれに對する処罰もございます。そうしますと、結果においてはこれは政府の説明で、特審局の説明であります、これは任意調査である、これは拒むことができる、こういうことを説明をせられ

ますけれども、こういう公務執行妨害罪が規定されたわけではありませんけれども、一応調査官についての公務執行妨害罪ができるような規定がここに置かれる、或いは処罰があつてなされて参りますと、事実上はそれが裏付けられて調査が強制調査になることは客観的に可能性を持っていると考えられるのであります。その点についてどういう工合に考えられますか。

○**政府委員(関之君)** この第三条第  
項第二号の「リ」の問題でありますが、  
これはかような条件をしほりまして、  
団体規制の原因として取上げたのであ  
ります。そこでこれらの行為は若し現  
実にかような行為が行われますなら  
ば、これは刑法の九十五条の公務執行  
妨害でその行為者は個人的な責任を刑  
事上問われるということに相成るわけ  
であります。これはその建前としたし  
ますれば、この法と刑法とは全然別個  
で、そうして又調査認定する機関も又  
全然別個であるということに相成るわ  
けであります。

○**吉田法晴君** 刑罰処分が別になるこ

とを申し立てるのにはございません。この「リ」の中で、この法律の規定による調査に従事する者ということ謳つて、そうして三十九条によつて警察官又はそれと共に調査に従事する者に対する刑法九十五条公務執行妨害罪といふものをここにちゃんと設けてある。そうすると、これは任意調査だ、強制調査ではございません。こういう説明をせられますけれども、条文からするならば、裏からこの強制調査にする規定が設けられておるのではないか、こういう意見に対してどういう工合に特審局は考えられるか。

○政府委員(関之若) これはお尋ねの  
お答えになるかどうかちよつとあれで  
ございますが、御趣旨は三十九条の三  
号に「この法律の規定により調査に従  
事する者」というふうに書いてあるの  
は強制的な調査ができるじやないかと  
いうようなお尋ねだと思つたのであり  
ますが、これは公安調査官はやはり公  
務員でありまして、そうしてこの法律  
によつて任意ではありまするが、調査

の事務を執行するわけであります。そしてその調査の事務の執行に對しまして若し妨害がありまするならば、これは刑法九十五条の勿論條件に該當しなければなりません、それに該當するようないことがありますれば、当然刑法九十五条の發動があるものと、かうに考えておるわけであります。それで特にこの三十九条の三号におきましては、破壊活動の「リ」に對應いたしまして、かような規定を特に掲げたのでありまして、公安調査官に対する公務執行妨害がもう当然刑法上成立してゐるものということは、全くこれと關係のない問題になるわけであります。

○吉田法晴君 三十九条によりま  
と、調査官について刑法第九十五条を  
適用すると、こういうことは書いてな  
いのであります。「政治上主義若  
くは施策を推進し」云々ということば  
入つておりますけれども、加重をされ  
ております。それがこの三十九条の相  
定の目的であります。「リ」にしても  
うであります。それによつて団体規制  
の理由にすると、これは行政的な罰と  
申しますが、或る意味においては行政  
罰でしょうが、行政罰なり或いは刑罰  
処分で以て調査官の公務執行が裏付け  
されておる、或いは刑が加重されてお

る。この結果は口に任意調査々々々々と言われるけれども、実際には強制調査になるということにこの法律は作つておるのではないかと思う。任意調査だということでは私は詐欺にかかつておるという感じがするのであります。どうですか。

○政府委員(吉河光貞君) この法案の第三条第一項第二号の「リ」であります。これは政治目的を持って凶器若し

くは腐敗物を扱へ、且つ多衆共同してかような行為に出る場合を取上げておるのであります。御質問のような個個に公安調査官が調査事務を行う場合につきまして、この調査事務を個々のに妨害するというような事態は刑法第十五条で保護されておるわけであります。別にこの「リ」の規定の中に公安調査官を入れたからと申しまして、強制調査権を裏から与えたということにはならないのではなからうかと考えております。

○吉田法晴君　まあ説明が、任意調査で拒絶することができる云々と余り立立派なことを言われるから、そこでそれ

でないということに法条もなつておるといふことを指摘して、それを答弁の矛盾とそれから法案の矛盾を私はまづ指摘をいたしておるのであります。もととは立法上の問題でありますから、私の意見はここでは申上げません。

それから問題が実は多過ぎて私ども困るのであります。三条に入りましたから、三条の点をもう一点お尋ねするのであります。これは意見長官がおられますので少し勝手が悪いのであります。この三条の一号と二号とを分けた理由がはつきりいたしません。或いは公安調査庁の組織を二つに

分けたにしても、この一号、二号で分けてありますが、一号と二号との間に、どれだけの違いがあるかという点を、これを質の問題として一つお答えを願いたいと思います。

○政府委員(関之君) 一号と二号をかのように書き分けましたのは、一号のはうにおきましては、申すまでもなく内乱という政府を転覆するために暴動を起すという、さような刑法の中におき

まして危険中の危険の行為になるわけ  
 でありませう。これにつきましては、  
 ロ、ハというふうにしてその危険の行為を  
 喚び起すような危険の行為をここに考  
 えて、そうしてやるのが公共の安全  
 を保持する上に必要であるというふう  
 に一号については考えているわけであ  
 ります。それで二号につきましては、  
 これも内乱行為に至るまでは行かない  
 のであります。要するに政治上な  
 かような目的の下にかような行為をな  
 すことは憲法の定めるところの民主主  
 義の原則を根本から否定するものであ  
 る。かようなふうにごの項を考えまし  
 て、そうしてこれにつきましては、又

の危険の行為を防止するといふふうに考えたのであります。これはこの差異は六条の団体の解散の場合におきましては、一部その考え方を区別いたしました、規定しているのであります。以上のような次第でありまして、一号と二号とを刑法の各規定に従つて書き分けてみたのであります。

○吉田法晴君　それじやもう少し具体的にわかん点を申上げますが、内乱の構成要件の朝憲紊乱というのは、これは大分質疑がなされましたけれども、それでも明らかではないと思ふの

であります。特に判例を引いて説明をせられましたが、御兵隊事件を法務院が言われませんでした。旧憲法下の朝憲という概念をここに持つて来るというのは、これは今の法律としてとにかく物差しにはならぬ、こういうことを考へざるを得ないのであります。そのことはその朝憲案の具体的な内容として挙げられた点にも関連をして参りますが、それはそれとして、例えば政治上の主義と朝憲とがどうだけ違ふか、頂いた政治資金規正法の解釈によるこの「政治上の主義若しくは施策を推進し、云々の解釈によります」と、共産主義、社会主義、或いは無政府主義、こういう主義が書いてございまして、これが政治上の主義だと言ふのであります。そうすると社会主義、共産主義、無政府主義にしてもそのうであると思ひますが、例えば今の労働組合、或いは労働者は、資本主義の下においては自分たちの本當の生活の安定、或いは向上はないと考へており、その社会主義の内容をどういう工合にこれを規定するかというところは、いろいろございまして、少くとも憲法の中にも社会化、或いは社会主義の要素が入つておると私は考へる。仮にそういう政治上の主義というものを社会主義という例にとつてみますと、その社会主義というものと或いは朝憲案というものとどれだけ違ふか、これは国会なら国会制度というところになります。或いは国会制度を否認するといふものは社会主義の中に極めて少いと思ひます。併し例えば天皇制といふ点を申されましてけれども、これは私は天皇制はないと思ひます。旧憲法なり、或いは厳密な意味

においての天皇制といふものは、新憲法の下にはなくなつておると思ふのであります。統治権の主体としての天皇といふものはなくなつておると思ひますが、仮にこの天皇制の問題について、象徴としての天皇を残すべきであるという考へ、或いはこれを強化すべきだといふ考へ方もございまして、あることも知つております。併し本當の民主主義の下においては、これは直接選挙の大統領によるべきであるといふのは、民主主義の義論として當然あるわけであると思ひます。そうすると、それが朝憲案に該当するものか、或いは政治上の主義に該当するものか、これはちよつと私にはわかりません。一つお教へを願ひたいのであります。それから例へば五月一日の宮城前の事件は騒擾罪に問はれました。ところが五月三十日の事件は、これはたしか公務執行妨害であつたかと思ふのであります。同じような暴動にいたしましたも、場合によつては内乱になり、場合によつては騒擾により、或いは場合によつては公務執行妨害になります。本質的な違いは私はないと思ふのであります。而もそれが内乱そのものならなく、それが予備、陰謀、教唆、扇動、或いは正当性、必要性を主張した文書画図といふことになりまして、この一号と二号の前文ががつかつたイとリとヌを結び合したものがどういふ工合に違ふかといふことは、これは實際問題としてはつきりせんと思ふのであります。特にこの法律の適用が考へられる一号にしても、ロとハが殆んど大部分の場合である、或いは二号の場合にしても、多くはヌであらうと考へるのであります。そうするとそ

の場合にどういふ工合に違つて参るか、實際にはわからぬのであります。が、どういふ違いがあるか、その点について一つ明快な御説明をお願いしたいと思ひます。

○政府委員(関之若) どうも明快な回答になるか、大変疑問であります。が、朝憲案といふことと政治上の主義といふことと、そこに関連があるか、或いは同じようなことが考へられるか、違つておるのかといふお尋ねであります。観念の考へ方としては一応私は関係がなく考へられるものと思つております。今までのすでにお答えいたしましたこと、朝憲の案といふものは要するに国家の基本制度、こういうものを言う、それが朝憲でありまして、大体かようなものはこれはすでに判例によつて過去において一応確定しておるところでもありまして、その判例の趣旨とするところは、今日までやはり法律によつて許されておると考へなければならぬのであります。そうすると、国家の基本制度とは何かといふことになりまして、憲法上或いは国会であるとか、或いは司法裁判所であるとか、或いは内閣であるとかいふふうには、憲法において国家統治の基本組織といふふうに定められておるもの、こういうものが朝憲に當るものと思へなければならぬのであります。お尋ねの或いは大統領主義とか、いろいろなようなことの問題は、そういう主義を主張するといふようなことは、これはそういう先ず朝憲という概念をきめまして、それそれの関連において、或いはその主義が朝憲の或るものに関連する場合もあるかも知れませんが、それはその主義の内容を考察して見て、そうして朝

憲の概念のどこに當つてそれが関連を生じておるかといふ問題になるのではなからうかと思ひます。

次に或る特定の事実がここに発生したといふたしまして、それがこの第三條の暴力主義的破壊活動のどれに當てはまるかといふような、又勝手にいふ加減な認定をするのではないといふお尋ねであります。この問題は刑事法におきましては一つの事実があつて、或いはこれを横領罪に當てるか、業務横領に當てるか、或いは傷害に當てるか、暴行に當てるかといふ問題があるものであります。そこでそれはその起きた事実を素直に見て、この第三條各号のどれに當るのが一番素直であるかといふ健全な常識によりまして、法律的な健全な判断によりまして正確にそれを當てはめて考へて行くといふことに相成るうかと思ふのであります。

○吉田法晴君 この辺がもつと御質疑を申上げて参らなければなりません。今の答弁は残念ながら私は答弁としてお聞きしかねるものであります。別の機会に一つお願いをしたほうがいいと思ひます。なお又こういうことはこれも別の機会に尋ねたほうがいいかも知れませんけれども、関連して一応特審局の御意見を承つておきたいと思ひますが、例へば今の憲法では再軍備が禁止してあります。言論の点について、再軍備を促進する言論は取締られてはおりません。仮に再軍備を主張して暴動を起したらどうなるか。言論の点から言ひますならば、或いはこれは朝憲案といふことには、刑法七十七條には、今の政府の気持からするならばむしろ歓迎するので、問題にせられないかも知れないと思ふのであります。

が、どういふ考へであるか伺ひたい。もう一つ、それじやこの再軍備をすべきではない、平和主義を守るべきだといふことで或いは暴動その他が行われました場合、私は再軍備をすべきでないといふのは、これは憲法を守らうといふことで朝憲案ではないと思ふのであります。これについて憲法の第九條をめぐります意見が分れて、そうしてそれによつて暴動と申しますか、或いはそれによつて暴動と申しませんが、問題が起つて参りますまいけれども、そのロハといふことになつて参りますと、すぐ問題が起つて参ると思ふのであります。どういふ工合に考へられますか。

○政府委員(古河光貴君) お答えいたします。御質問の、再軍備を目的として暴動を起した場合はどうなるか、その場合におきましては、再軍備に反対する政府がありまして、そういう個々の内閣の打倒を目的として、或いは更迭を目的とするという程度であれば、これは内乱にはならない。併し現在の憲法が再軍備を規定してないから、この憲法を議會制度によらずして叩き壊してしまふといふような意味の暴動であります。これは相當重大な問題になる。問題は再軍備を主張し暴動を起すといふこと、暴動によつて何を達成しようかといふことに相成るであらうと考へるのであります。必ずやそこに国家統治の組織、現行の国家統治組織の基本組織を破壊しようとか、或いは何らかのそこに目的があるのではないかと考へる次第であります。

○吉田法晴君 現実には先ほど申し上げ

ましたように、再軍備を主張し、或いは再軍備に反対をして暴動というところまでは現実になか／＼来ないだろうと思ひます。問題はその予備、陰謀、或いは教唆、扇動、その正当性、必要性を主張した文書、図画の印刷、頒布、或いは掲示、所持、こういうことになつておる。街に再軍備促進のポスターが貼つてあります。或いは渋谷駅等で再軍備促進の演説がなされ、或いは再軍備反対の演説がなされておる。そうすると、片つ方の再軍備促進の活動は余り取締られないで、憲法を守ろう、再軍備反対というほうは取締られておるという実情なんでありまう。それは、問題は単に再軍備問題という朝憲案のことだけでなくて、勿論暴動ということがあるわけでありまうが、その暴動までは今のところ書いてございませう。併し国会がはつきりしない、或いは政府自身にしても、口では再軍備をいたしません、こう言つておるけれども、警察予備隊であるとか、海上保安隊なり、どん／＼強化されておるじやないか。こういう事態に対して、或いはそういう暴動を伴ひましたこれから言動が出て来る、こういうことになりまうと、イロハというものは今まではなかつたかも知れませんが、今後起り得ると考へるわけでありまう。その場合にどういう考へであるか、一つ今後の問題でありますので……

○政府委員(岡之君) お尋ねの御趣旨は要するに、再軍備は反対だ、我々はもう再軍備は反対だということだけでありますれば、三条の第一項一号には当らないと思ひます。この一号は要するに内乱をやろう、どうも政府は我々を見てくれないから暴動によつて根本から倒してしまふということでありまして、そういうことがその主張の中に出ない限りは、一号のいづれにも当らないと思ひます。○吉田法務卿 今お尋ねいたしましたのは、暴動の内容がなければというお話であります。私は直接行動、こういう言葉を使ひました。政府も或いは国会もはつきりしない、そこで行動でということになりますと、それでは一に該当しないかも知れませんが、或いは二には該当して来るかも知れません。その行動が殺人その他ということになるれば、これは一に該当して参りますけれども、そこまで行かないで、或いは二に申しますか、職務執行妨害ということになりまうけれども、実際には或いはデモをやれ、或いは殺人を示唆するということになる場合が考えられる。殺人をやれということになると、はつきりへになりますけれども、その直接行動の中味がはつきりしない場合には、それをどれに該当させるかというところは、これは結局裁判の問題であり、行政庁の問題である。そういう危険を防止する意味からこの法案を発動する。こういうことになりまうれば、恐らく二号の口のどれかに該当しやせんか、こういうことで探して問題にせられるのじやないか、一応調査官なら調査官が、調査を開始するということの意味においては問題になるのじやないかと思ひます。そういうことは全然ないと言われるのであります。それから例え直接行動の中身がはつきりしないとしても、こういう問題についてどういう解釈、態度をとられますか、これを承わりたいと思ひます。

○政府委員(岡之君) お尋ねの直接行動をせよという言葉であります。これは何を意味しておるか、それだけではわからないわけでありまう。すべて申すまでもなく、言葉はそれが用いられたら／＼な事情を総合いたしまして判断されるべきものであるかと思ひます。それがどういふ、如何なる場合でありますといひまして、その言葉によつて、例えて申しますならば、二号に当ります場合ならば、政治上の主義で人を殺せということとその言葉にはつきり出て来て……出て来なければいけない。これではなれば、教唆にも、又扇動にも当らないわけでありまう。さうな疑いのある場合に必要調査を始めるということに相成るわけでありまう。勿論すべてさうな点につきましては、いわゆる調査官に対しまして明確に職務の執行の基準を与へまして、一般の誤解のないようにいたすべきは申すまでもないところであります。

○吉田法務卿 それでは直接行動を、暴動ということ自体がはつきりいたしませんし、そういう現実がなか／＼今差当り具体的に見つかりませんから、前の朝憲という問題に關連して論理的に伺ひますけれども、再軍備促進という問題、或いは再軍備反対、こういう問題が朝憲の場合に入るかどうか、その点を一つ明らかにして頂きたいと思ひます。

○政府委員(吉河光貞君) 刑法の内乱罪に目的として規定されております朝憲は、朝憲案という言葉でありまして、いわゆる先ほどから御質問になりました通り、非常に古い概念をそのまゝ用いておるわけでありまうが、その概念の中身はやはり日本国憲法を基礎として解決されなければならぬ。で、日本国憲法によりまして現実に定られた国家統治の基本制度、基本組織というものが朝憲の内容になる。で、朝憲の内容についてそれを不法に破壊することがその目的になるというふうに考へておりました。現在再軍備というものは日本国憲法で認められていない。だがその再軍備というものは認めてないから朝憲に入るのか、入らないのかという御質問でございしますが、内乱罪といひましては、朝憲を暴乱するといふ言葉になつておりました。そういう意味で国家統治の基本組織を不法に破壊するといふ概念として考へられなければならぬのではないかと、ここで普通に朝憲という言葉はそれ以外に一般には使われない用語になつてゐるのではなからうかと考へておりました。

○理事(伊藤修君) 質問は入るのか入らないのかというのですから、入る、入らないと答へればよいのじやないですか。○政府委員(吉河光貞君) 現在日本国憲法におきまして軍備という制度は認めておりません。入りません。○吉田法務卿 国家統治の基本組織という言葉を使ひましたが、別の機会には憲法の基本原則、こういう言葉を使ひ、これは意見長官であつたか知りませんが言われたことがあります。或いは新憲法の一番基本的な問題は民主主義、或いは平和主義だと思ひます。憲法九条は、前文の中にも入つておりますけれども、私は憲法のこれは基本的な一原則だと思ひます。第九条が変更し得るか変更し得ないかという、変更することはそれは憲法の修正ではなくて、憲法の根本的な破壊であつて、憲法自身が考えられないという有力な意見でもあることでもあります。単に国会組織或いは内閣制度だけが朝憲であつて、平和主義というものが憲法の基本的原則ではないかという御質問はこれは甚だ不可解な議論だと思ひます。憲法をもう少し御勉強願つて御答弁を更に願ひたいと思ひます。軍備問題は憲法の基本的な原則ではない、こういう工合に言われるのかどうか、重ねてお伺ひいたします。

○政府委員(吉河光貞君) お答えいたします。法制意見長官が憲法に規定されておる各種の平和主義その他の原則を朝憲案の内容になると御答弁申し上げた事実は私は記憶してないであります。私といたしましては、やはり朝憲の内容は、日本国憲法によつて現実に定られた国家統治の基本組織といふふうな考へておる次第であります。なおこの点につきましては佐藤法制意見長官の名前が出ましたので、その向をお伝えして更に御答弁することになります。

○吉田法務卿 今の御答弁の中に佐藤意見長官が非武装或いは平和主義といふものを国会、まあ一番先に来るのは天皇制、それから内閣制、或いは国会制と、こういう工合に述べられたことは論理の初めであつたことは私も否定いたしません。朝憲の概念としてその朝憲を具体的に挙げられるほかに、憲法の基本原則という説明までなされたこと記憶をいたしておるのであります。が、それはとにかくとして、憲法の諸原則が朝憲に該当するかどうか。これ

は私は憲法の基本的な原則はいわゆる朝憲の中に入らうかと思ふのであります。

旧憲法の下における朝憲の概念の中には平和主義或いは非武装主義というものは入つていなかったことは明らかであります。問題は朝憲という概念を旧

憲法によつて考へるのではなくして、新憲法の下において憲法の基本原則が何であるかということ考へることが

今の法律解釈の場合に問題になるので、その憲法の原則から問題考へる場合には当然これは入らうかと思ふのであります。その点は今の特審局長の答弁

とは意見が違ひますけれども、従来佐藤意見長官なり、或いは政府側の……佐藤意見長官が個人でこれは持つておられた御意見であつたかと思ひ

まするが、併し政府委員の今の答弁は明らかに食い違つてゐると思ひます。その点は一つ別な機会に私も研究いたしますけれども、政府委員においても御研究おきをお願いしたいと思います。

○政府委員(吉河光貞君) 御質問の通り、更に佐藤法制意見長官に申し上げまして、その点を明らかにしたいと思ひますが、法務総裁はやはり朝憲の概念

につきまして、私と同様な御意見をすでに当委員会におきましてもお述べになつておられると思つてゐる次第であります。

○吉田法晴君 それからこれは從來ありました答弁の中で、法務総裁は神兵隊事件を引いて、あのときの行動が朝

憲案乱になるかならんかということに言及せられました。ああいう旧憲法の下における暴力行動と申しますか、或いは内閣なら内閣の關係を殺す、こ

う行動を旧憲法の下においては、或いは神兵隊のように朝憲案乱に關連し

て考へずに、單なる殺人なら殺人として扱われて来たということも承知いたしますけれども、あの旧憲法時代の事件に絡まります判例で以て、新憲法下における内乱を論議することは私は不當だと思ひます。その点も併せて御研究願ひ。或いは次の機会に論議をいたしたいと思ひます。附加えて御注意を喚起いたしておきます。

それから第三条の問題についてまだございませけれども、そういう点になりますと、これは別の機会が適當だと考へますので、少し飛びませけれども、

先の問題に移りますが、これは曾つて私ちよつと觸れましたけれども、質問として答弁を頂いておらんのであり

ますが、或いはこれも別の機会のほうが適當かも知れませけれども、特審局で御答弁願へる程度において御質問を申上げますが、衆議院の修正により

まして、公安調査庁の人員として予定せられました中から、公安審査委員会に十名廻すという修正になつておりま

す。この十名はどういう人が廻されるのか、その点を一つ特審局長にお尋ねしておきたいと思ひます。

○政府委員(吉河光貞君) 公安調査庁設置法附則の第四項に規定されます十人は、これは定員でございまして、現実に現在の特審局からこの十人が移つて行くというラインではございませ

せん。(理事伊藤修君退席、委員長着席) これは飽くまで委員会又はその委員長が御採用になるというラインであらうと考へております。

○伊藤修君 本日はこの程度で。○委員長(小野義夫君) それでは本日はこの程度で散会いたします。午後三時五十九分散会

昭和二十七年七月五日印刷

昭和二十七年七月七日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所